

資料 2-5-2 報道機関一覧

報道機関名	電話番号	所在地	備考
河北新報社	022-211-1111	仙台市青葉区五橋1-2-28	
朝日新聞仙台総局	223-3116	仙台市青葉区本町2-2-6	
読売新聞社東北総局	222-4121	仙台市青葉区中央2-3-6	
毎日新聞社仙台支局	222-5972	仙台市青葉区錦町1-5-1	
日本経済新聞社仙台支局	222-5613	仙台市青葉区本町2-19-24	
産経新聞社東北総局	221-3321	仙台市青葉区国分町2-14-18 定禅寺パークビル3階	
共同通信社仙台支社	222-7560	仙台市青葉区五橋1-2-28 河北新報社内	
時事通信社仙台支社	223-2900	仙台市青葉区上杉1-5-15 日本生命仙台勾当台南ビル8階	
NHK仙台放送局	211-1001	仙台市青葉区錦町1-11-1	NHK総合 (デジタル) リモコン番号 3 (17CH 他) NHKEテレ (デジタル) リモコン番号 2 (13CH 他) NHK第1 (仙台) 891kHz, (志津川) 98kHz NHK第2 (仙台) 1,089kHz, (気仙沼) 1,539kHz NHK FM (仙台) 82.5MHz, (志津川) 85.2MHz テレビ (デジタル) リモコン番号 1 (19CH 他) ラジオ (仙台) 1,260kHz, (志津川) 1,215kHz (デジタル) リモコン番号 8 (21CH 他) (デジタル) リモコン番号 4 (24CH 他) (デジタル) リモコン番号 5 (28CH 他) (仙台) 77.1MHz, (志津川) 84.1MHz
東北放送	229-1111	仙台市太白区八木山香野町26-1	76.4MHz
仙台放送	267-1213	仙台市青葉区上杉5-8-33	76.7MHz
宮城テレビ放送	236-3411	仙台市宮城野区日の出町1-5-33	83.5MHz
東日本放送	276-8111	仙台市青葉区双葉ヶ丘2-9-1	
エフエム仙台	265-7711	仙台市青葉区本町2-10-28	
石巻コミュニティ放送	0225-96-1010	石巻市鉄線3-19 秋田屋ビル3階	
登米コミュニティFM	0220-23-7371	登米市迫町佐沼字西佐沼20	
おおさきエフエム放送	0229-25-9729	大崎市古川七日町11-3 3F	

【涌谷町】 (平成24年12月現在)

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送地域	加入世帯数	地域世帯数
	方位	距離 (km)							
涌谷町			行政防災無線・電波電話	各行政区		随時	全	5,873	5,873

【美里町】 (平成25年8月現在)

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送地域	加入世帯数	地域世帯数
	方位	距離 (km)							
美里町	西北西	30	小島	二郷字小島50-6	0229-33-2142	随時	小島全域	30	30

【南三陸町】 (平成24年12月現在)

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送地域	加入世帯数	地域世帯数
	方位	距離 (km)							
南三陸町 (戸倉地区及び林行政区・大久保行政区)	北北西	28	荒町	戸倉字向田3-5			荒町地域	83	83
	北北西	28	西戸	戸倉字日向56-1			西戸地域	68	68
	北	28	字津野	戸倉字津野2-15			折立地域	110	110
	北	27	水戸辺	戸倉字水戸辺60			水戸辺地域	35	35
	北	27	在郷	戸倉字綱木沢35			在郷地域	66	66
	北	27	波伝谷	戸倉字戸倉5-2			波伝谷地域	67	67
	北	27	坂本	戸倉字坂本40-2					
	北	27	津の宮	戸倉字津の宮77-3			津の宮地域	35	35
	北	27	滝浜	戸倉字若宮50-1	0226-46-1376	随時	滝浜地域	42	42
	北	27	藤浜	戸倉字藤浜地内			藤浜地域	25	25
	北	27	長清水	戸倉字長清水29-1			長清水地域	35	35
	北	27	寺浜	戸倉字太田4-3					
	北	27	寺浜漁港	戸倉字寺浜2			寺浜地域	24	24
北	27	神割崎	戸倉字寺浜81-2						
北	28	黒崎	志津川字黒崎7-1			林地	81	81	
北	29	林	志津川字林70-13						
北	30	大久保	志津川字大久保164			大久保地域	48	48	

資料2-6-1 県所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況

項目	測定器の名称	現有台数	備考
空間ガンマ線線量測定用	固定式		
	NaI(Tl)シンチレーション検出器	3	モニタリングステーション
	電離箱検出器	13	モニタリングステーション
	蛍光ガラス線量計(RPLD)設置箱	15	
	ダストサンプラ	3	モニタリングステーション
	ヨウ素モニタ	2	モニタリングステーション
	RPLD読み取り装置	1	
	可搬型モニタリングポスト	0	
	移送式可搬型モニタリングポスト	6	
	NaI(Tl)シンチレドモニタ	1	移動観測車
環境試料測定用	固定式		
	スペクトロサームイータ	0	
	ガンマ線スペクトロメータ(Ge)	2	
	低バックグラウンドガスフローカウンタ	0	
	液体シンチレーションカウンタ	0	
	ハイボリウムエアサンプラ	1	
	ダストサンプラ	3	
	可搬型ガンマ線スペクトロメータ(NaI(Tl))	1	
	可搬型ガンマ線スペクトロメータ(Ge)	1	
	電離箱サームイータ	2	
関連機器材	移動式		
	GMサームイータ	7	
	NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ	12	
	中性子線サーベイメータ	1	
	RPLD素子	150	
	採泥器	1	
	採土器	2	
	環境放射線監視システム	1	空間ガンマ線、風向、風速等
	電話ファック	0	
	サンプリングカー	1	
移動観測車	1		
ボケント線量計	53	γ線用50、中性子用3	
発電機	3		
発電機付投光器	0		

資料2-6-2 東北電力(株)所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況

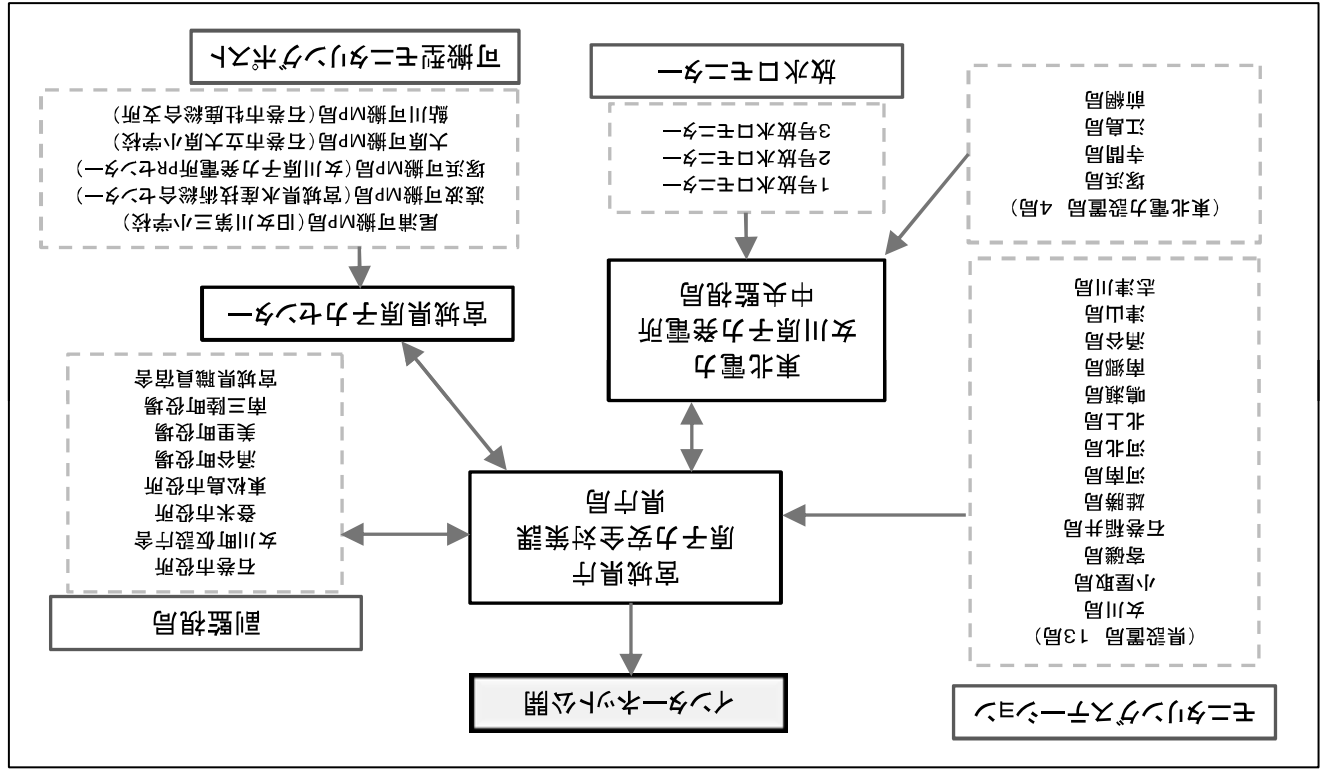
項目	測定器の名称	現有台数	備考
空間ガンマ線線量測定用	固定式		
	NaI(Tl)シンチレーション式検出器	4	モニタリングステーション
	電離箱式検出器	6	モニタリングポスト
	同	4	モニタリングステーション
	同	6	モニタリングポスト
	熱蛍光線量計(TLD)設置箱	26	発電所周辺、周辺監視区域減算付近
	ダスト・ヨウ素サンプラ	4	モニタリングステーション
	TLD読み取り装置	1	
	可搬型モニタリングポスト	2	
	NaI(Tl)シンチレドモニタ	1	移動観測車搭載
環境試料測定用	固定式		
	ガンマ線スペクトロメータ(Ge)	3	
	低バックグラウンドガスフローカウンタ	1	
	液体シンチレーションカウンタ	1	
	放射線ダスト測定装置	1	
	放射線ヨウ素測定装置	1	
	採泥器	1	
	採土器	1	
	放射線管理用計算機	1	
	無線装置	1	基地局 1 車載型 3 携帯型 14
関連機器材	交通・運搬		
	サンプリングカー	1	
移動観測車	1		

資料 2-6-4 気象・海象観測機器の整備状況

(1) 気象観測機器

機関名	項目	風向計	風速計	感雨計	雨量計	温度計	湿度計	気圧計	日照計	日照計	放射計	備考	
宮城県 (モニタリ ングステー ション)	1	1	1	1	1	1			1	1	1	女川	
	1	1	1	1	1	1						小豆取	
	1	1	1	1	1	1						奇磯	
	1	1	1	1	1	1						石巻津井	
	1	1	1	1	1	1						雄勝	
	1	1	1	1	1	1						河南	
	1	1	1	1	1	1						河北	
	1	1	1	1	1	1						北上	
	1	1	1	1	1	1						鳴瀬	
	1	1	1	1	1	1						南郷	
	1	1	1	1	1	1						涌谷	
	1	1	1	1	1	1						津山	
	1	1	1	1	1	1						志津川	
計		13	13	13	13	1			1	1	1		
仙台管区 気象台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	石巻 特別地 域気象 観測所	
	1	1	1	1	1	1			1	1	1	米山 (1987)	
												志津川 (1987)	
												雄勝 (1987)	
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	江ノ島 (1987)	
	1	1	1	1	1	1	1	1				女川 (1987)	
	1	1	1	1	1	1	1	1				桃生 (1987)	
	1	1	1	1	1	1	1	1				重松島 (1987)	
	7	7	7	7	7	7	1	1	1	4			
	東北電力 (モニタリ ングステー ション)	1	1	1	1	1	1						塚底
		1	1	1	1	1	1						寺間
		1	1	1	1	1	1						江島
		1	1	1	1	1	1						前網
4		4	4	4	4	4	2	2					
東北電力 (業務所 内)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	気象観 測設備	
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	観測	
	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	観測	
合計		17	17	6	14	9	2	1	2	4	2		

資料 2-6-3 環境放射線監視システム図



(2) 海象観測機器  
東北電力(株)所有

(平成24年12月現在)

測定器の名称	台数	備考
海水温度計	9	
波高計	1	

資料2-10-1 緊急時医療設備等の整備状況

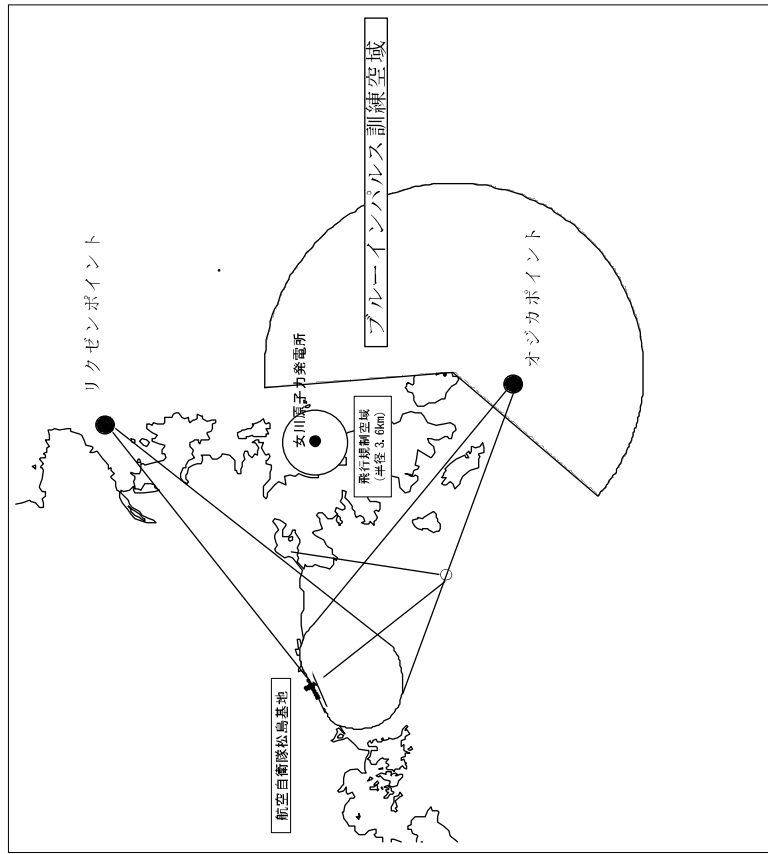
(H25.4.1現在)

資機材の名称	現有数量	備考
汚染検査・除染室	RC平屋 50㎡	地域医療センター
シヤロー設置	一式 30㎡	東部保健福祉事務所
移動式除染洗面台	2台	〃
台車	1台	〃
防護服(アノラック型)	105着	県関係機関
不織布型防護服	305着	地域医療センター、県関係機関
綿手袋	105双	県関係機関
ゴム手袋	105双	〃
綿靴	105足	〃
靴カバー	105足	〃
化学防護長靴	95足	〃
防護マスク(全面)	95個	〃
ヘルメット	85個	〃
感染症防護対策キット	40組	東部保健福祉事務所
発電機	3台	〃
投影器	3台	〃
緊急時医療活動用車両	4台	県関係機関
防染用ベツト	1台	地域医療センター
ホルボデイカウインタ	2台	地域医療センター、仙台医療センター
ハンドフットクロームモニター	1台	地域医療センター
NaIシンチレーションサマベイメータ	19台	地域医療センター、県関係機関、関係市町
GMサマベイメータ	24台	〃
ポケット線量計(γ線用)	207個	〃
電離箱式サマベイメータ	2台	地域医療センター、東部保健福祉事務所
診療用ベツト	1台	地域医療センター
空調機	1台	〃
ミニ回診車	1台	〃
放射性塵埃除去装置	1台	〃



資料2-1-4-1 航空自衛隊が実施する措置

有視界飛行方式による進出・帰投経路



資機材の名称	現有数量	備	考
室内用固体廃棄物容器	1台	地域医療センター	
生物学的試料用放射能濃度測定器	1台	〃	
ヨウ素剤（丸剤）	135万丸	県関係機関、関係市町医療機関等	
ヨウ素剤（散剤）	16本	〃	
調剤用電子天秤	5台	東部保健福祉事務所	
エアロープ	12式	消防機関	
エアロープ	4式	〃	
トリアセソット	1式	〃	
折りたたみ寝台	10台	〃	
汚染傷病者搬送用シート	6式	〃	
トランジットアインレクション用フード	1式	〃	
除染シャワー（移動式）	2台	仙台医療センター、消防機関	
管理区域設定用バリアスタンド	1式	仙台医療センター	
災害時用シャワー・脱衣テント	1張	東北大学病院	
傷口モニタ	1台	〃	
簡易核種分析装置	1台	〃	
クリーンストレッツチャー	1台	〃	
メデイカールペール	1台	〃	

## 金華山東側空域の使用要領の見直しについて

### 目視による自機の位置判定ができない場合

### 1 曲技飛行課目自肅区域の設定

目視による自機の位置判定ができない場合、松島TACANから18.5マイル以内の空域において、また、目視による自機の位置判定ができる場合には金華山東側空域の北側（松島TACANからラジアル105°以北で、距離18.5マイル以内の区域）において、宙返り、横転、反転、背面等の曲技飛行課目の訓練を実施しない。（別図第1及び別図第2参照）

### 2 曲技飛行課目自肅区域の飛行

当該自肅区域内においては、曲技飛行課目の訓練は実施しないが、次の課目へ移行するため、当該自肅区域内を飛行することがある。この際、可能な限り原発からの距離を確保するため、90°バンク以上の急旋回を行うことが必要となる。このため曲技飛行を行うことができる空域の設定は、現状どおりとする。

### 3 最低飛行高度の規定

陸地及び島などが雲等により覆われ、目視による自機の位置判定ができない場合、空域を保持し、また、位置の確認等による同種事故の再発防止を図るため、訓練機によるTACANの受信及び松島レーダーでの訓練機の常時補足が可能となるよう、空域内の位置に応じた最低飛行高度を次のとおり規定する。（これらの最低飛行高度以上の高度で飛行すれば、TACANの受信及び松島レーダーによる捕捉が可能であることを実際に航空機を飛行させ、検証済みである。）

- (1) 松島TACANからラジアル100°以北、距離18.5マイル以遠の区域の最低飛行高度を3,000フィートとする。
- (2) 松島TACANからラジアル105°以北で距離18.5マイル以内の区域及びラジアル100°から105°の範囲内で、距離18.5マイル以遠の区域ならびにラジアル105°から112°の範囲内で、距離23マイル以遠の区域の最低飛行高度を2,500フィートとする。
- (3) 前(1)、(2)以外の区域における最低飛行高度を2,000フィートとする。（別図第1参照）

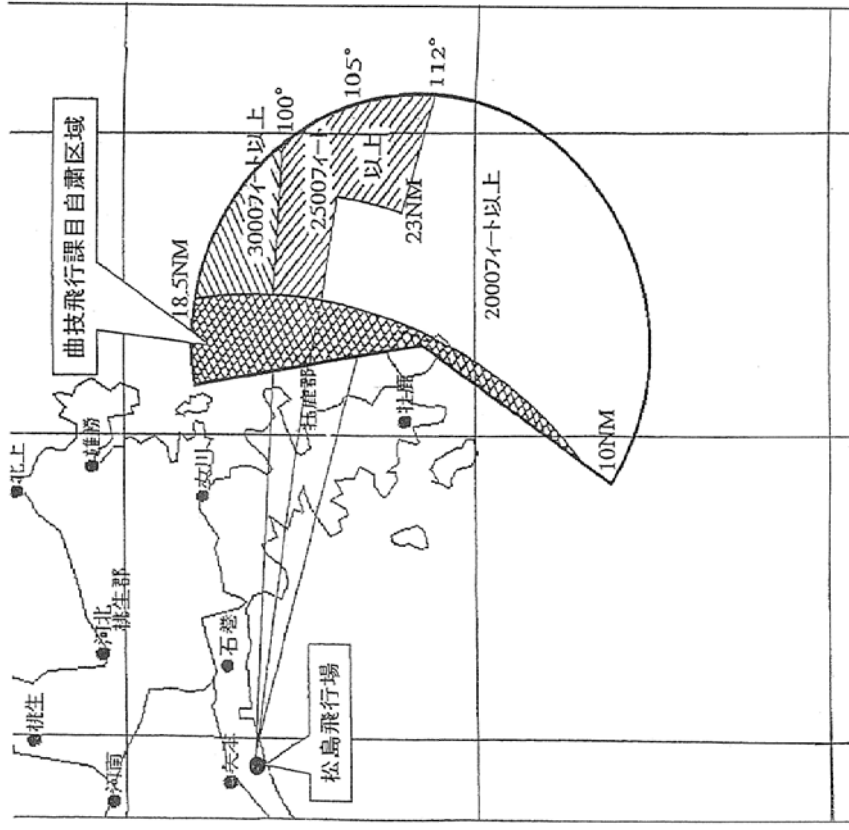
### 4 後席操縦者等による助言の実施

編隊による訓練を実施する場合、原則として編隊内のいずれか1機の後席に操縦者を乗り組ませるものとする。また単機で訓練を実施する場合は、互乗とするか又は随伴機をつけることとする。この際、後部操縦者及び随伴機操縦者は、空域保持（高度保持を含む。）要領に関し、編隊長又は機長に対し助言を行うこととする。

### 5 松島レーダーによる情報の提供

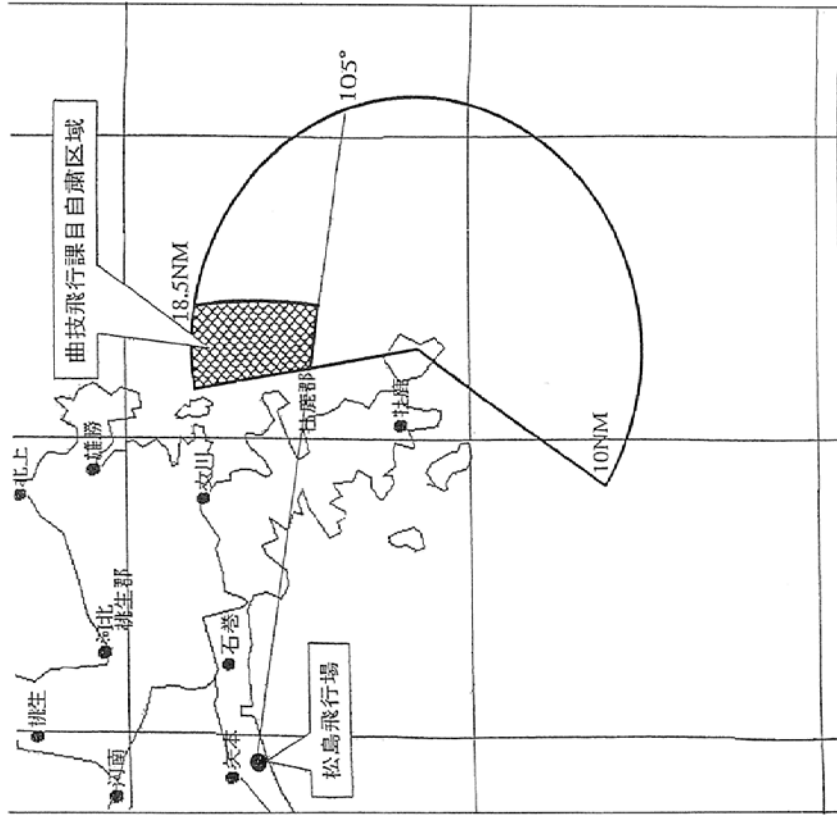
訓練機は、曲技飛行課目の開始及び終了を松島レーダーに通報するものとする。また、陸地及び島などが雲等により覆われ、目視による自機の位置判定ができない場合において、曲技飛行課目を実施中の訓練機が、金華山東側空域（「曲技飛行課目自肅区域」を除く。）境界線に接近し、そのまま飛行すれば空域外へ出ることが予想される場合又は空域内の最低飛行高度以下に降下したことが判明した場合、松島レーダーは、注意喚起のための情報提供を行う。

1. 「曲技飛行課目自肅区域」においては、曲技飛行課目の訓練を実施しない。
2. 規定された最低飛行高度（2000～3000フィート）以上で飛行する。



目視による自機の位置判定ができる場合

※「曲技飛行課目自肅区域」においては曲技飛行課目の訓練を実施しない。



資料2-15-1 線量換算係数等

(1) 1 B q を経口又は吸入摂取した場合の成人の預託実効線量係数 (mSv/Bq)

核種	経口摂取		吸入摂取	
	成人	幼児	成人	幼児
H-3	$4.2 \times 10^{-8}$ (有機物)	$1.8 \times 10^{-8}$ (水)	$2.6 \times 10^{-7}$ (エアロゾル)	$1.8 \times 10^{-8}$ (水)
	$1.8 \times 10^{-8}$ (水)		$1.8 \times 10^{-8}$ (エアロゾル)	
C-14	$5.8 \times 10^{-7}$ (有機物)		$5.8 \times 10^{-6}$ (エアロゾル)	
			$6.2 \times 10^{-9}$ (二酸化炭素)	
Cr-51	$3.8 \times 10^{-8}$		$3.7 \times 10^{-8}$	
Mn-54	$7.1 \times 10^{-7}$		$1.5 \times 10^{-6}$	
Fe-59	$1.8 \times 10^{-6}$		$4.0 \times 10^{-6}$	
Co-58	$7.4 \times 10^{-7}$		$2.1 \times 10^{-6}$	
Co-60	$3.4 \times 10^{-6}$		$3.1 \times 10^{-5}$	
Zn-65	$3.9 \times 10^{-6}$		$2.2 \times 10^{-6}$	
Si-89	$2.6 \times 10^{-6}$		$7.9 \times 10^{-6}$	
Si-90	$2.8 \times 10^{-5}$		$1.6 \times 10^{-4}$	
Zr-95	$9.5 \times 10^{-7}$		$5.9 \times 10^{-6}$	
Nb-95	$5.8 \times 10^{-7}$		$1.8 \times 10^{-6}$	
Ru-103	$7.3 \times 10^{-7}$		$3.0 \times 10^{-6}$	
Ru-106	$7.0 \times 10^{-6}$		$6.6 \times 10^{-5}$	
I-129	$7.2 \times 10^{-5}$ *1		$6.6 \times 10^{-5}$ *1	
I-131	$1.6 \times 10^{-5}$ *1		$1.5 \times 10^{-5}$ *1	
I-133	$3.1 \times 10^{-6}$ *1		$2.9 \times 10^{-6}$ *1	
Cs-134	$1.9 \times 10^{-5}$		$2.0 \times 10^{-5}$	
Cs-137	$1.3 \times 10^{-5}$		$3.9 \times 10^{-5}$	
Ba-140	$2.6 \times 10^{-6}$		$5.8 \times 10^{-6}$	
La-140	$2.0 \times 10^{-6}$		$1.1 \times 10^{-6}$	
Ce-144	$5.2 \times 10^{-6}$		$5.3 \times 10^{-5}$	
Ra-226	$2.8 \times 10^{-4}$		$9.5 \times 10^{-3}$	
Th-232	$2.3 \times 10^{-4}$		$1.1 \times 10^{-1}$	
U-235	$4.7 \times 10^{-5}$		$8.5 \times 10^{-3}$	
U-238	$4.5 \times 10^{-5}$		$8.0 \times 10^{-3}$	
Pu-238	$2.3 \times 10^{-4}$		$1.1 \times 10^{-1}$	
Pu-239	$2.5 \times 10^{-4}$		$1.2 \times 10^{-1}$	

(2) 1 B q の放射性ヨウ素を経口又は吸入摂取した場合の幼児及び乳児の預託実効線量係数 (mSv/Bq)

核種	経口摂取		吸入摂取	
	成人	幼児	幼児	乳児
I-131	$7.5 \times 10^{-5}$	$1.4 \times 10^{-4}$	$6.9 \times 10^{-5}$	$1.3 \times 10^{-4}$
I-133	$1.7 \times 10^{-5}$	$3.8 \times 10^{-5}$	$1.6 \times 10^{-5}$	$3.5 \times 10^{-5}$

(3) 1 B q の放射性ヨウ素を経口又は吸入摂取した場合の成人、幼児及び乳児の甲状腺の預託等価線量に係る線量係数 (mSv/Bq)

核種	経口摂取			吸入摂取		
	成人	幼児	乳児	成人	幼児	乳児
I-131	$3.2 \times 10^{-4}$	$1.5 \times 10^{-3}$	$2.8 \times 10^{-3}$	$2.9 \times 10^{-4}$	$1.4 \times 10^{-3}$	$2.5 \times 10^{-3}$
I-133	$5.9 \times 10^{-5}$	$3.3 \times 10^{-4}$	$7.3 \times 10^{-4}$	$5.5 \times 10^{-5}$	$3.0 \times 10^{-4}$	$6.8 \times 10^{-4}$

(4) 呼吸率

評価対象	活動時[cm <sup>3</sup> /h]	日平均[cm <sup>3</sup> /d]
乳児	0.19×10 <sup>6</sup>	2.86×10 <sup>6</sup>
幼児	0.49×10 <sup>6</sup>	8.72×10 <sup>6</sup>
成人	1.2×10 <sup>6</sup>	22.2×10 <sup>6</sup>

(5) 1日の摂取量の例

	成人	幼児	乳児
葉菜(g/d)	100	50	20
牛乳(ml/d)	200	500	600
海産物(g/d)	魚類	成人の1/2	成人の1/5
	無脊椎動物		
	海藻類		
水分(l/d)	1.65	—	—

(6) 緊急時における線量評価に必要なパラメータ

①ヨウ素の吸入摂取による線量係数

(小児；化学形態は元素状ヨウ素)

核種	実効線量係数	甲状腺の等価線量に係る線量係数	[mSv/Bq]
I-131	1.6×10 <sup>-4</sup>	3.2×10 <sup>-3</sup>	
I-132	2.3×10 <sup>-6</sup>	3.8×10 <sup>-5</sup>	
I-133	4.1×10 <sup>-5</sup>	8.0×10 <sup>-4</sup>	
I-134	6.9×10 <sup>-7</sup>	7.3×10 <sup>-6</sup>	
I-135	8.5×10 <sup>-6</sup>	1.6×10 <sup>-4</sup>	

②ウラン、プルトニウムの吸入摂取による線量係数

(成人；化学形態はエアロゾル)

核種	実効線量係数	肺の等価線量に係る線量係数	骨表面の等価線量に係る線量係数	[mSv/Bq]
U-234	9.4×10 <sup>-3</sup>	7.8×10 <sup>-2</sup>	9.5×10 <sup>-3</sup>	
U-235	8.5×10 <sup>-3</sup>	7.0×10 <sup>-2</sup>	9.0×10 <sup>-3</sup>	
U-238	8.0×10 <sup>-3</sup>	6.7×10 <sup>-2</sup>	8.7×10 <sup>-3</sup>	
Pu-238	1.1×10 <sup>-1</sup>	9.3×10 <sup>-2</sup>	3.6×10 <sup>0</sup>	
Pu-239	1.2×10 <sup>-1</sup>	8.7×10 <sup>-2</sup>	4.0×10 <sup>0</sup>	
Pu-240	1.2×10 <sup>-1</sup>	8.8×10 <sup>-2</sup>	4.0×10 <sup>0</sup>	
Pu-241	2.3×10 <sup>-3</sup>	4.6×10 <sup>-4</sup>	7.9×10 <sup>-2</sup>	
Pu-242	1.1×10 <sup>-1</sup>	8.1×10 <sup>-2</sup>	3.8×10 <sup>0</sup>	
Am-241	9.6×10 <sup>-2</sup>	9.5×10 <sup>-2</sup>	4.4×10 <sup>0</sup>	

③呼吸率

評価対象	活動時[cm <sup>3</sup> /h]	日平均[cm <sup>3</sup> /d]
小児	0.31×10 <sup>6</sup>	5.16×10 <sup>6</sup>
成人	1.2×10 <sup>6</sup>	22.2×10 <sup>6</sup>

※以上のデータは、旧原子力安全委員会による「環境放射線モニタリング指針」及び「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」による。

(Intentionally Blank)

## 第 3 章

(Intentionally Blank)

資料 3-2-1 1 マイクロシーベルト毎時以上の放射線量  
検出の連絡 (原子炉施設)

原子力規制委員会, 宮城県知事, 女川町長, 石巻市長 殿 (原子力防災管理者) 通報者名 _____ 連絡先 TEL _____ ( _____ )		平成 年 月 日
モニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量が検出されたので連絡 します。		
原子力事業所の場所及び 名称	宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前口1番地 東北電力株式会社 女川原子力発電所	
事象の発生箇所	女川原子力発電所 号機	
事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)	
事象の種類 想定される原因	モニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射 線量の検出 故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, 調査中, その他 ( _____ )	
	原子炉の運転状態 発生前 (運転中, 起動操作中, 停止操作中, 停止中) 発生後 (状態継続, 停止操作中, 停止, 停止失敗) E C C S 系 作動無し, 作動有り (自動, 手動), 作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し, 変化有り ( _____ cps → _____ cps) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り (最大値: _____ nGy/h → _____ nGy/h, No. _____) その他 (当面とった措置等) _____ _____ _____	
発生した事象の概要	検出された放射線 量の状況, 検出され た放射性物質の状 況又は主な施設・ 設備等の状態等	
その他事象の把握に参考 となる情報	気象状況 (確認時刻 時 分) : 天候 ( _____ ) 風向 ( _____ ), 風速 ( _____ ) m/s, 大気安定度 ( _____ ) _____ _____	

資料 3-2-2 特定事象発生通報 (原子炉施設)

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 県知事, 市町村長 殿 (原子力防災管理者) 通報者名 _____ 連絡先 TEL _____ ( _____ )		平成 年 月 日
特定事象の発生について, 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報 します。		
原子力事業所の場所及び 名称	東北電力株式会社 _____ 原子力発電所	
特定事象の発生箇所	_____ 原子力発電所 号機	
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した特定事象の概要	敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・ 火災爆発等による放射性物質放出・スクラム失敗・ 原子炉冷却材喪失・原子炉給水喪失・原子炉除熱機能喪失・ 全交流電源喪失・直流電源喪失・ 停止時原子炉水位異常低下・燃料プールの水位異常低下・ 中央制御室使用不能・原子炉外臨界 故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, 調査中, その他 ( _____ )	
	原子炉の運転状態 発生前 (運転中, 起動操作中, 停止操作中, 停止中) 発生後 (状態継続, 停止操作中, 停止, 停止失敗) E C C S 系 作動無し, 作動有り (自動, 手動), 作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し, 変化有り ( _____ cps → _____ cps) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り (最大値: _____ nGy/h → _____ nGy/h, No. _____) その他 _____ _____	
発生した特定事象の概要	検出された放射線 量の状況, 検出され た放射性物質の状 況又は主な施設・ 設備等の状態等	
その他特定事象の把握に参考 となる情報	_____ _____	

備考 用紙の大きさは, 日本工業規格 A4 とする。

異常事態連絡様式（第2報以降）（原子炉施設）

【別紙1：原子炉の運転に関するパラメータ】

1. 原子炉の状態

項目	確認時刻（__日__時__分）
事故発生時の出力	____%
原子炉停止時刻	平成__年__月__日__時__分
炉心平均燃焼度	____MWD/MTU
放射性物質の放出の有無	<input type="checkbox"/> 有り、 <input type="checkbox"/> 無し
放射性物質の放出状態	（上欄で放出「有り」の場合は以下を記入）
排気筒放出口	<input type="checkbox"/> 放出、 <input type="checkbox"/> 停止
放出口以外（放出場所名）	放出場所名：____（地上高__m） <input type="checkbox"/> 放出、 <input type="checkbox"/> 停止

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、県知事、市町村長 殿 （原子力防災管理者） 通報者名 _____ 連絡先 TEL _____（_____）		平成__年__月__日（第__報）
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報 を通報します。		
原子力事業所の名称および場所	名称：東北電力（株）__原子力発電所（事業区分：電気事業） 場所：____原子力発電所__号機	
特定事象の発生箇所	____原子力発電所__号機	
特定事象の発生時刻	平成__年__月__日__時__分（24時間表示）	
特定事象の種類	原子力緊急事態に該当（ <input type="checkbox"/> する、 <input type="checkbox"/> しない）	
発生した特定事象の概要	想定される原因	<input type="checkbox"/> 特定____ <input type="checkbox"/> 調査中
検査された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況または主な施設・設備の状況等	別紙を参照	
	被ばく者の状況および汚染拡大の有無（確認時刻__時__分）	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：被ばく者__名 要救助者__名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：_____
その他特定事象の把握に参考となる情報	気象情報（確認時刻__時__分）	・天候：____ ・風向：____方位 ・風速：____m/s ・大気安定度：____
	周辺環境への影響	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：_____
応急措置		

2. 装置の状況

装置の状況	確認時刻（__日__時__分）
1次冷却系圧力および圧力の変化	_____ 上昇・下降・安定 (kg/cm <sup>2</sup> g・Pa [gauge])
1次冷却系の温度（ホットレグ）	____℃
原子炉水位	____cm (原子炉底部より)
外部電源	受電有・無
非常用ディーゼル発電機運転	受電有・無（無負荷運転中）
余熱除去系の機能維持	正常・異常
ECCSの作動・高圧系	作動・未作動 装甲車
ECCSの作動・低圧系	作動・未作動
全ての制御棒挿入	挿入・未挿入
ボロン添加	添加・未添加
主蒸気隔離弁の閉止	閉・開
格納容器の隔離状態	隔離・非隔離
格納容器圧力	_____ (kg/cm <sup>2</sup> g・Pa [gauge])
格納容器スプレイ作動	作動・未作動
その他の特記事項	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

【別紙2：放射線物質および放射線に関するデータ】

1. 放射線物質の状況

項目	評価時刻 ( 日 時 分 )
評価時刻での放出量 (放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 総量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量 (濃度) 希ガス (Bq/cm <sup>3</sup> ) ヨウ素 (Bq/cm <sup>3</sup> ) 総量 (Bq/cm <sup>3</sup> )	
評価時刻までの放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	
評価時刻以降の放出 (予測) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続推定時間 (h)	

2. 予測線量

種類	評価時刻 ( 日 時 分 )	
	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 _____ km _____ mSv	方位 _____ km _____ mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 _____ km _____ mSv	方位 _____ km _____ mSv

(施設側での計算値)

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値 (推定値を含む) を記載することも可とする。

3. 放射線モニタリングの状況

注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなつた場合には新しい用紙に記入するものとする。  
注2) 場所がわかる資料も添付することとする。

項目	評価時刻 ( 日 時 分 )
排気筒モニタ	
排気筒モニタ	排気筒名： _____ 号機排気筒： _____ cps

固定式モニタリング設備地点

設備地点名	MP-1	MP-2	MP-3	MP-4	MP-5	MP-6	MP-7	MP-8
時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h

可動地点

設備地点名	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
設備地点名	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
設備地点名	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>
時 分	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>
時 分	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>
時 分	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>
時 分	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>
設備地点名								
時 分								
時 分								
時 分								
時 分								

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値 (推定値を含む) を記載することも可とする。



原子力災害対策特別措置法第15条第1項の  
基準に達したときの報告様式（原子炉施設）

内閣総理大臣，原子力規制委員会，県知事，市町村長 殿 (原子力防災管理者) 通報者名 連 絡 先 TEL ( )		平成 年 月 日
第1.5条 報 告		
原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、 原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下の通り報告します。		
原子力事業所の場所及び 名称	東北電力株式会社 原子力発電所	
原子力緊急事態に該当 する事象の発生箇所	原子力発電所 号機	
原子力緊急事態に該当 する事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した原子力緊急事 態に該当する事象の 種類	敷地境界放射線量上昇 放射線物質通常経路放出 火災爆発等による放射線物質放出 原子炉停止機能喪失 ECS作動失敗 格納容器圧力上昇 圧力抑制機能喪失 原子炉冷却機能喪失 直流電源喪失 炉心溶融 停止時原子炉水位異常低下 中央制御室等使用不能 原子炉外臨界	
想定される原因	□特定 □調査中 ※別紙参照	
検出された放射線 量の状況，検出され た放射線物質の状 況又は主な施設・ 設備等の状態等		
その他特定事象の把握に 参考となる情報		

※別紙は，【異常事態連絡様式（第2報以降）（原子炉施設）】に定める別紙1，2に同じ。

資料3-2-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく  
通報（特定事象発生通報）の基準

略 称	法 令
(1) 敷地境界放射 線量上昇	<p>政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。</p> <p>政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法第10条第1項の政令で定める基準は、<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>の放射線量とする。</p> <p>政令第4条第2項（第2項の定めによること） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>規則第3条の2第1項（原子力規制委員会が定める場合） 令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第1項の放射線量以上のものとなつている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合には限る。）とする。</p> <p>政令第4条第3項（第3項の定めによること） 前項の定めによることにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が<math>1 \mu\text{Sv/h}</math>以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</p> <p>規則第4条（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線(自然放射線によるものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用簡式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p>
(2) 放射性物質通 常経路放出	<p>政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第1項に規定する放射線量：<math>5 \mu\text{Sv/h}</math> (1)参照 委員会規則で定める基準、委員会規則で定めるところ：規則第5条 添付参照</p>

略 称	法 令						
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	<p>政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。)外の場所(前号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ 50 <math>\mu\text{Sv/h}</math> 以上の放射線量</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が5 <math>\mu\text{Sv/h}</math> の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p> <p>規則第6条第1項(原子力規制委員会規則で定める区域) 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">(抜粋)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">原子炉設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実用発電用原子炉の設置の許可を受けた者</td> <td>あっては、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に規定する管理区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所 (2)参照</p> <p>規則第6条第3項(原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分以上継続して検出すること。</li> <li>二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。</li> </ol> <p>規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>規則第6条第2項(原子力規制委員会規則で定める基準) 令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空气中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 検出された放射性物質の種類が明らかならで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値</li> <li>二 検出された放射性物質の種類が明らかならで、かつ、二種類以上の放射性物質である場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度</li> <li>三 検出された放射性物質の種類が明らかならでない場合にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれている放射性物質の種類が明らかならで、かつ、一種類である放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</li> </ol>	(抜粋)		原子炉設置者		実用発電用原子炉の設置の許可を受けた者	あっては、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に規定する管理区域
(抜粋)							
原子炉設置者							
実用発電用原子炉の設置の許可を受けた者	あっては、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に規定する管理区域						

略 称	法 令
(4) 事業所外運搬放射線量異常	<p>政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1 m離れた場所において、100 <math>\mu\text{Sv/h}</math> 以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第7条第1項(原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ)令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第7条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>
(5) 原子炉冷却材喪失	<p>規則第7条第1号イ(2) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材(略)の漏えいが発生すること。</p>
(6) 原子炉給水喪失	<p>規則第7条第1号イ(3) 原子炉(略)の運転中に当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)が作動しないこと。</p>
(7) 原子炉除熱機能喪失	<p>規則第7条第1号イ(5) 原子炉(略)の運転中に主復水器による当該原子炉からの熱を除去する機能(略)が喪失した場合において、当該原子炉から除熱熱を除去する機能が喪失すること。</p>
(8) 全交流電源喪失	<p>規則第7条第1号イ(6) 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p>
(9) 直流通電源喪失	<p>規則第7条第1号イ(7) 原子炉の運転中に非常用直流通源が一となった場合において、当該直流通源に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p>
(10) 停止時原子炉水位異常低下	<p>規則第7条第1号イ(8) 原子炉(略)の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位(略)まで低下すること。</p>
(11) 中央制御室使用不能	<p>規則第7条第1号イ(11) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p>

略称	法 令
(12) 原子炉外境界	規則第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内外部(原子炉の内外部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生が顕著な状態にあること。
(13) 事業所外運搬事故	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第3条第1項 その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬(略)に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの顕著な状態にあることとする。

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条の基準(1)

場 合	基 準	検 出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づき係数を乗じて得た値 ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分以上連続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に50を乗じて得た値 イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれそれの放射性物質の濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれそれの放射性物質の放射能に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ハの値を10分以上連続して検出すること。 イの値を10分以上連続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれそれの放射性物質の放射能に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれそれの放射性物質の濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分以上連続して検出すること。

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき  
事象等に関する規則第5条の基準（2）

場 合	基 準	検 出
一 検出された放射線物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に基づく係数を乗じて得た値 ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分以上継続して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た数	ハの値を10分以上継続して検出すること。

空气中濃度限度：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第90条第4号の原子力規制委員会が定める濃度限度をいう。

水中濃度限度：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第90条第7号の原子力規制委員会が定める濃度限度をいう。

別表（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条関係）  
濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数  
単位 [m<sup>3</sup>/s]

放射性物質の種類	1 未満	1 以上 10 未満	10 以上 20 未満	20 以上 30 未満	30 以上 40 未満	40 以上 50 未満	50 以上 60 未満	60 以上 70 未満	70 以上 80 未満	80 以上 90 未満	90 以上 100 未満	100 以上 110 未満	110 以上 120 未満	120 以上 130 未満	130 以上 140 未満	140 以上 150 未満	150 以上
1000 未満	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>
1000 以上	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>
1000 未満	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>
1000 以上	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>	5 × 10 <sup>5</sup>

(注) 高さ、吹上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

資料 3-2-4 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の  
原子力緊急事態宣言発令の基準

略 称	法 令
(1) 敷地境界放射線量上昇	<p>法第 15 条第 1 項第 1 号 第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合</p> <p>政令第 6 条第 1 項 (政令で定める放射線測定設備) 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であつて法第 11 条第 1 項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>政令第 6 条第 2 項 (政令で定める測定方法) 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める測定方法は、単位時間 (10 分以内のものに限る。)のごとのガンマ線の放射線量を測定し、1 時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落番の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>政令第 6 条第 3 項 (政令で定める基準) 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第 4 条第 4 項第 1 号に規定する検出された放射線量 (これらの放射線量が 2 地点以上において検出された場合又は 10 分間以上検出された場合に限る) 又は第 1 項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 <math>5 \mu\text{Sv/h}</math></p>
(2) 放射性物質通常経路放出	<p>政令第 6 条第 4 項第 1 号 第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第 1 号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>規則第 12 条 (委員会規則で定める基準及び委員会規則で定めるところ) 令第 6 条第 4 項第 1 号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあつては、第 5 条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる基準に 100 を乗じて得たものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>

別表 (原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第 5 条関係)

放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数	放射線量の測定を行つていない場所から敷地境界までの水当距離 (m)																			
	20 未満	20 以上 30 未満	30 以上 40 未満	40 以上 50 未満	50 未満	50 以上 60 未満	60 以上 70 未満	70 以上 80 未満	80 未満	80 以上 90 未満	90 以上 100 未満	100 以上 110 未満	110 以上 120 未満	120 以上 130 未満	130 以上 140 未満	140 以上 150 未満	150 以上	150 以上	150 以上	150 以上
1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
1 以上 10 未満	5 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>
10 以上 20 未満	5 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>
20 以上 30 未満	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>
30 以上 40 未満	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>
40 以上 50 未満	5 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>
50 以上 60 未満	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>
60 以上 70 未満	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>
70 以上 80 未満	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>
80 以上 90 未満	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>
90 以上 100 未満	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>	1 × 10 <sup>6</sup>
100 以上 200 未満	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>
200 以上 300 未満	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>
300 以上 400 未満	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>
400 以上 500 未満	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>	1 × 10 <sup>8</sup>
500 以上 600 未満	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>
600 以上 700 未満	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>
700 以上 800 未満	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>	5 × 10 <sup>8</sup>
800 以上 900 未満	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>
900 以上 1000 未満	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>
1000 以上	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>	1 × 10 <sup>9</sup>

(注) 画びは、吹上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高を用いることかてび。

略 称	法 令
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区 分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 二 第4条第4項第3号ロに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略)</p> <p>政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に指定する場所において、当該場所における放射能水準が500<math>\mu</math>Sv/h の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が 原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>規則第13条 (委員会規則で定める基準及び委員会規則で定めるところ) 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に 応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。</p> <p>2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類す る事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の測定が困難である場合で あって、その状況に鑑み、前項の規定により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準 が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水 準が検出されたものとみなす。</p>
(4) 事業所外運搬 放射線量異常	<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区 分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h</p>
(5) 原子炉外臨界	<p>政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内外部 (原子炉の本体の内外部を除く。) において、核燃料物質 が臨界状態 (原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。) にあること。</p>
(6) 原子炉停止機 能喪失	<p>規則第14条第1号イ 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材 (略) により原子炉を停止 することができないこと。</p>
(7) ECCS (作動) 失敗	<p>規則第14条第1号ロ 原子炉 (略) の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発 生した場合又は沸騰水型軽水炉等において当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場 合 (略) において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p>

略 称	法 令
(8) 格納容器圧力 上昇	<p>規則第14条第1号ハ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力 が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達すること。</p>
(9) 圧力抑制機能 喪失	<p>規則第14条第1号ニ 原子炉 (略) の運転中に主復水器による当該原子炉からの熱を除去する機能が喪失した場合 において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力 抑制機能が喪失すること。</p>
(10) 原子炉冷却機 能喪失	<p>規則第14条第1号ホ 原子炉の運転中 (沸騰水型軽水炉及び加圧水型軽水炉についてはすべての交流電源からの電 気の供給が停止した場合に限る。) において、原子炉を冷却するすべての機能が喪失するこ と。</p>
(11) 直流電源喪失	<p>規則第14条第1号ヘ 原子炉の運転中にすべての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5 分以上継続すること。</p>
(12) 炉心溶融	<p>規則第14条第1号ト 原子炉 (圧力) 容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の 温度を検知すること。</p>
(13) 停止時原子炉 水位低下	<p>規則第14条第1号チ 原子炉の停止中に原子炉 (圧力) 容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉 (圧力) 容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p>
(14) 燃料プール 水位異常低下	<p>規則第14条第1号ス 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。</p>
(15) 中央制御室等 使用不能	<p>規則第14条第1号ル 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除 去する機能が喪失すること。</p>
(16) 事業所外運搬 事故	<p>政令第6条第4項第4号 前三号に掲げるもののほか、美用発電用原子炉の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停 止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用 する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として原子力規制委員会規則 (事業 所外運搬に係る事象にあつては、原子力規制委員会規則・国土交通省令) で定めるもの</p> <p>原子力防災対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る 事象等に関する省令第4条第1項 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発 その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類 (核燃料物 質等の工場又は事業所外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別 表 (略)、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表 (略) 及び航空機に よる放射性物質等の輸送基準を定める告示別表 (略)) に応じ、それぞれ (略) に掲げる値の 放射性物質が事業所外運搬 (略) に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性 が高い状態にあることとする。</p>

資料 3-2-5 通信連絡先一覧

機関	機 関 名	電 話	F	A	X
国機関	原子力規制委員会原子力規制庁	代表 03-3581-3352			
	原子力防災課	03-5114-2121			03-5114-2183
	監視情報課	03-5114-2125			03-5114-2185
	原子力規制委員会原子力規制庁	0225-23-5622			0225-23-5623
	文部科学省科学技術・学術政策局 放射線対策課放射線環境対策室	代表 03-5253-4111			03-6734-4042
	消防庁防災課	03-5253-7555			03-5253-7535
	陸上自衛隊第2普通科連隊 連隊本部	022-365-2121 内 237			022-363-0491
	部隊当直司令室	夜間 022-365-2121 内 259			
	航空自衛隊第4航空団司令部防衛部	0225-82-2111 内 231			0225-82-2362
		夜間 0225-82-2111 内 225			
海上保安庁第二管区海上保安本部	警備救難部環境防災課	022-363-0111 内 3310			022-363-0251
		夜間 022-363-0111		夜間	022-363-9098
	宮城海上保安部	022-363-0114			022-366-1801

警察

宮城県警察本部警備部警備課	代表 022-221-7171
石巻警察署	0225-95-4141
河北警察署	0225-62-3411
登米警察署	0220-52-2121
遠田警察署	0229-33-2321
南三陸警察署	0226-46-3131

消防

石巻地区広域行政事務組合消防本部 通信指令課	0225-95-1304	0225-94-4636
石巻地区広域行政事務組合消防本部 警防課	0225-95-7433	0225-94-4637
大崎地区広域行政事務組合消防本部	0229-22-2541	0229-22-7030
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	0226-22-6688	0226-22-0119
登米市消防本部	0220-22-0119	0220-22-1906

関係市町

女川町企画課	0225-54-3131	0225-53-5483
石巻市総務部防災対策課	0225-23-6613 0225-95-1111	0225-94-8681
〃	夜間	
〃 河北総合支所総務企画課	0225-62-4822	0225-62-0156
〃 雄勝総合支所総務企画課	0225-57-3651	0225-57-2521
〃 牡鹿総合支所総務企画課	0225-45-2242	0225-45-3074
〃 河内総合支所	0225-72-2111	
〃 桃生総合支所	0225-76-2111	
〃 北上総合支所	0225-67-2111	
登米市総務部防災課	0220-22-2130	0220-22-3328
〃	夜間 0220-22-2111	
東松島市総務部防災課	0225-82-1111	0225-83-5621
涌谷町総務課防災交通室	0229-43-2116	0229-42-3313
美里町防災管財課	0229-33-2142	0229-33-2319
南三陸町危機管理課	0226-46-1376	0226-46-2672

県機関

原子力安全対策課	022-211-2607	022-211-2695
危機対策課	022-211-2375	022-211-2398
医療整備課	022-211-2622	022-211-2694
原子力センター	022-252-7324	022-252-7320
東部地方振興事務所総務部総務班	代表 0225-95-1411	0225-22-8386
東部保健福祉事務所企画総務班		0225-94-8982
東部地方振興事務所登米地域事務所総務部総務班	代表 0220-22-6111	0220-22-8096
東部保健福祉事務所登米地域事務所企画総務班		0220-22-6175
北部保健福祉事務所総務部総務班	代表 0229-91-0701	0229-91-0749
北部保健福祉事務所企画総務班		0229-22-9449
気仙沼地方振興事務所総務部総務班	代表 0226-24-2121	0226-23-8175
気仙沼保健福祉事務所企画総務班	代表 0226-22-6661	0226-24-4901
地方独立行政法人宮城県立病院機構 循環器・呼吸器科センター企画総務課	0228-38-3151	0228-38-2518

東北電力㈱

火力原子力本部原子力部	022-225-2111	022-217-3567
女川原子力発電所	0225-53-3111	0225-54-4379

夜間記載のないものは昼間と同番号

資料 3-2-6 緊急時における判断及び防護措置実施の基準

(1) 緊急事態区分と緊急時活動レベル (F.A.I.)

原子力災害対策指針 (H25.2.27 第31 回原子力規制委員会改正) より

	現行の原災法等における基準を採用した当面のF.A.I.	緊急事態区分における措置の概要
警戒事態 (Alert)	原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用 ①原子力施設等立地道府県 <sup>*1</sup> において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ②原子力施設等立地道府県 <sup>*1</sup> において、大津波警報が発令 <sup>*2</sup> された場合 ③東海地震注意情報が発表された場合 <sup>*3</sup> ④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対応室長が警戒を必要と認める原子力施設設の重要な故障等 <sup>*4</sup> ⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や、情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
緊急事態区分 (Site Area Emergency)	原災法 10 条の通報すべき基準を採用 (一部事象については、全面緊急事態に変更) ①原子炉冷却材の漏えい。 ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動。 ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。 ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。 ⑤全交流電源喪失 (5分以上継続)。 ⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。 ⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。 ⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。 ⑨原子炉制御室の使用不能。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態 (General Emergency)	原災法 15 条の原子力緊急事態宣言の基準を採用 (一部事象については、原災法 10 条より変更)	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。
	①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。 ②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。 ③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。 ④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。 ⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。 ⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。 ⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。 ⑧炉心の熔融を示す放射線量又は温度の検知。 ⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。 ⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。 ⑪原子炉制御室等の使用不能。 ⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。 ⑬敷地境界の空間放射線量率 $5 \mu\text{Sv/h}$ が 10 分以上継続。 <sup>*5</sup>	

※1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県、ただし、北海道については、後志総合振興局管内に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市(龍島列島を含む)より南に位置する島嶼を除く。

※2 施設が津波の発生地域から内陸側となる、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。

※3 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事態の対象とする。

※4 想定される具体例は次のとおり。

- ・非常用母線への交流電源が一系統 (例えば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が一つの電源) になった場合
- ・原子炉の運転中に非常用直流電源が一系統になった場合
- ・1 次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合
- ・原子炉水位有効燃料長上端未滿
- ・自然災害により次の状況となった場合
  - 一 プラントの設計基準を超える事象
  - 一 長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象

※5 落雷及び明らかなに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。



(2) 運用上の介入レベル (O I L)

原子力災害対策指針 (H25. 2. 27 第 31 回原子力規制委員会改正) より

基準の種類	基準の概要		初期設定値 <sup>*1</sup>														
	基準	防護措置の概要															
緊急防護措置	O I L. 1	<p>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</p> <p>数時間内を目的地に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</p>	<p>500 <math>\mu</math> Sv/h</p> <p>(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率<sup>**2</sup>)</p>														
	O I L. 4	<p>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</p> <p>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</p>	<p><math>\beta</math> 線 : 40, 000cpm<sup>**3</sup></p> <p>(皮膚から数 cm での検出器の計数率)</p> <p><math>\beta</math> 線 : 13, 000cpm<sup>**4</sup> 【1ヶ月後の値】</p> <p>(皮膚から数 cm での検出器の計数率)</p>														
早期防護措置	O I L. 2	<p>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物<sup>**5</sup>の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</p> <p>1日内を目的地に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。</p>	<p>20 <math>\mu</math> Sv/h</p> <p>(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率<sup>**2</sup>)</p>														
	<p>飲食物に係るスクリーニング基準</p> <p>飲食物摂取制限<sup>**7</sup></p>	<p>O I L. 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</p> <p>数日内を目的地に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</p> <p>経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <p>1週間内を目的地に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</p>	<p>0. 5 <math>\mu</math> Sv/h<sup>**6</sup></p> <p>(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率<sup>**2</sup>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種<sup>**7</sup></th> <th>飲料水</th> <th>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td>300Bq/kg</td> <td>2, 000Bq/kg<sup>**8</sup></td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td>200Bq/kg</td> <td>500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム及びウラン核種のアルファ核種</td> <td>1Bq/kg</td> <td>10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>20Bq/kg</td> <td>100Bq/kg</td> </tr> </tbody> </table>	核種 <sup>**7</sup>	飲料水	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2, 000Bq/kg <sup>**8</sup>	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	プルトニウム及びウラン核種のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	ウラン	20Bq/kg
核種 <sup>**7</sup>	飲料水	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他															
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2, 000Bq/kg <sup>**8</sup>															
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg															
プルトニウム及びウラン核種のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg															
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg															

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる帯与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G-2におけるO I L. 6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

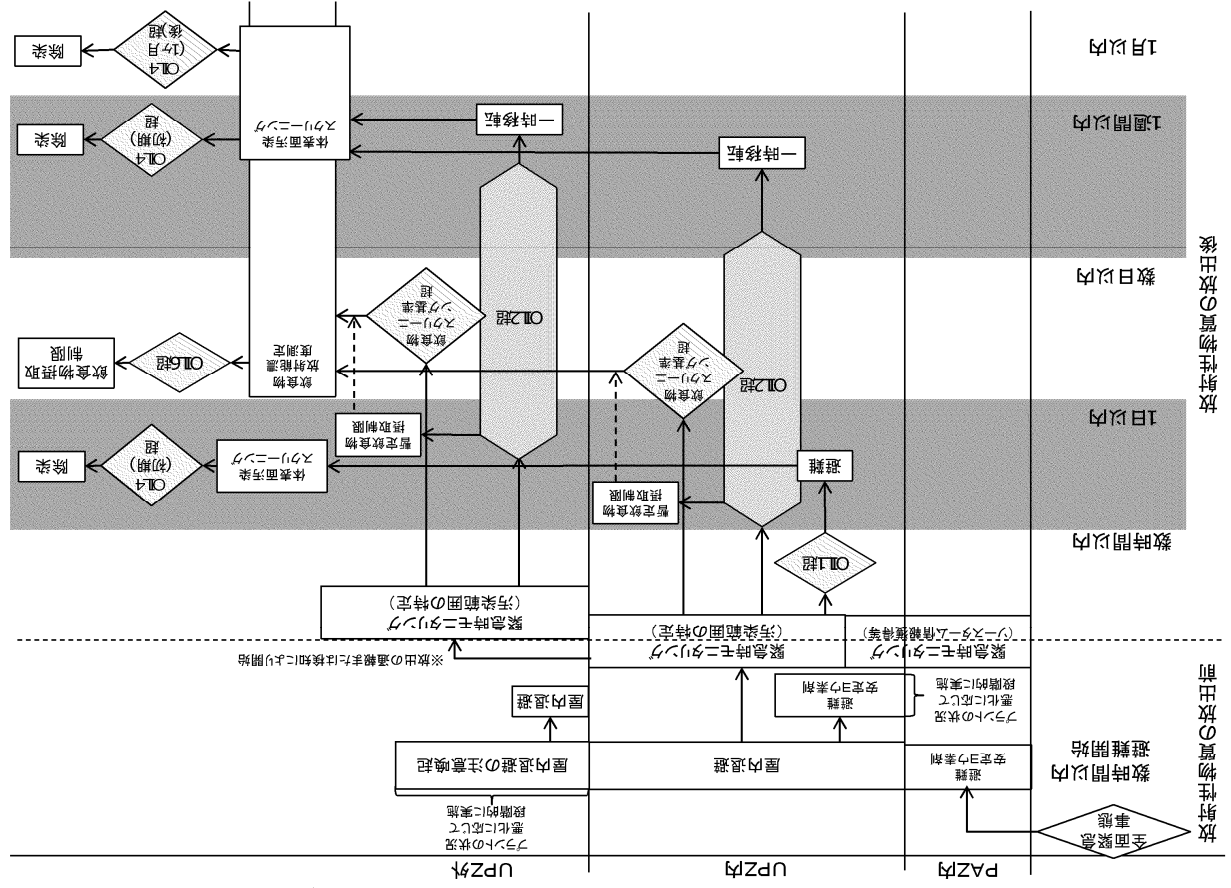
※9 I A E Aでは、O I L. 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲のためのスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L. 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L. 5が設定されている。ただし、O I L. 3については、I A E Aの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L. 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

実施区域	避難指示区域(1) (避難指示区域)		避難指示区域(2) (避難指示区域)		避難指示区域(3) (避難指示区域)	
	避難指示区域(1)	避難指示区域(2)	避難指示区域(3)	避難指示区域(4)	避難指示区域(5)	避難指示区域(6)
避難指示区域(1)	避難指示区域(1)	避難指示区域(2)	避難指示区域(3)	避難指示区域(4)	避難指示区域(5)	避難指示区域(6)
避難指示区域(2)	避難指示区域(1)	避難指示区域(2)	避難指示区域(3)	避難指示区域(4)	避難指示区域(5)	避難指示区域(6)
避難指示区域(3)	避難指示区域(1)	避難指示区域(2)	避難指示区域(3)	避難指示区域(4)	避難指示区域(5)	避難指示区域(6)
避難指示区域(4)	避難指示区域(1)	避難指示区域(2)	避難指示区域(3)	避難指示区域(4)	避難指示区域(5)	避難指示区域(6)
避難指示区域(5)	避難指示区域(1)	避難指示区域(2)	避難指示区域(3)	避難指示区域(4)	避難指示区域(5)	避難指示区域(6)
避難指示区域(6)	避難指示区域(1)	避難指示区域(2)	避難指示区域(3)	避難指示区域(4)	避難指示区域(5)	避難指示区域(6)

注)本イメージは各主体の一体的な行動を概示しており、各地域においては、地域の特長に応じて対応範囲に異なる各主体の行動をとることを示す。

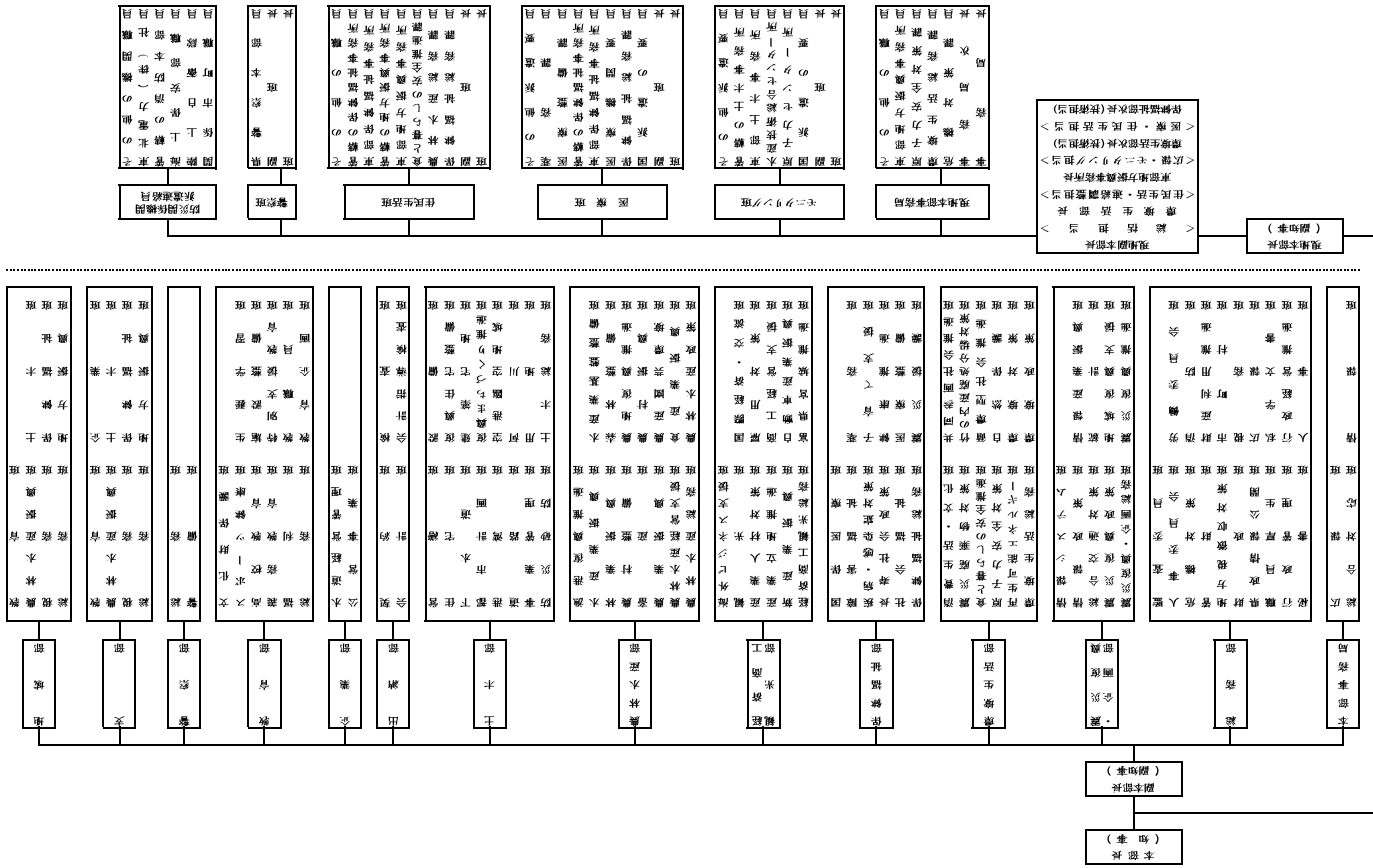
原子力災害対策指針 (H25.2.27 第31回原子力規制委員会改正) より

(参考2) 各主体の行動の例 (1/2)



原子力災害対策指針 (H25.2.27 第31回原子力規制委員会改正) より

(参考1) 防護措置実施のフローの例



資料 3-4-1 宮城県災害対策本部組織図

実施計画	170		210		410		510	
	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画	
PAZ(～2020年)※2	国	国	国	国	国	国	国	
UJ2(2021～2024年)※1	国	国	国	国	国	国	国	
特別措置	国	国	国	国	国	国	国	
特別措置	国	国	国	国	国	国	国	
特別措置	国	国	国	国	国	国	国	
特別措置	国	国	国	国	国	国	国	

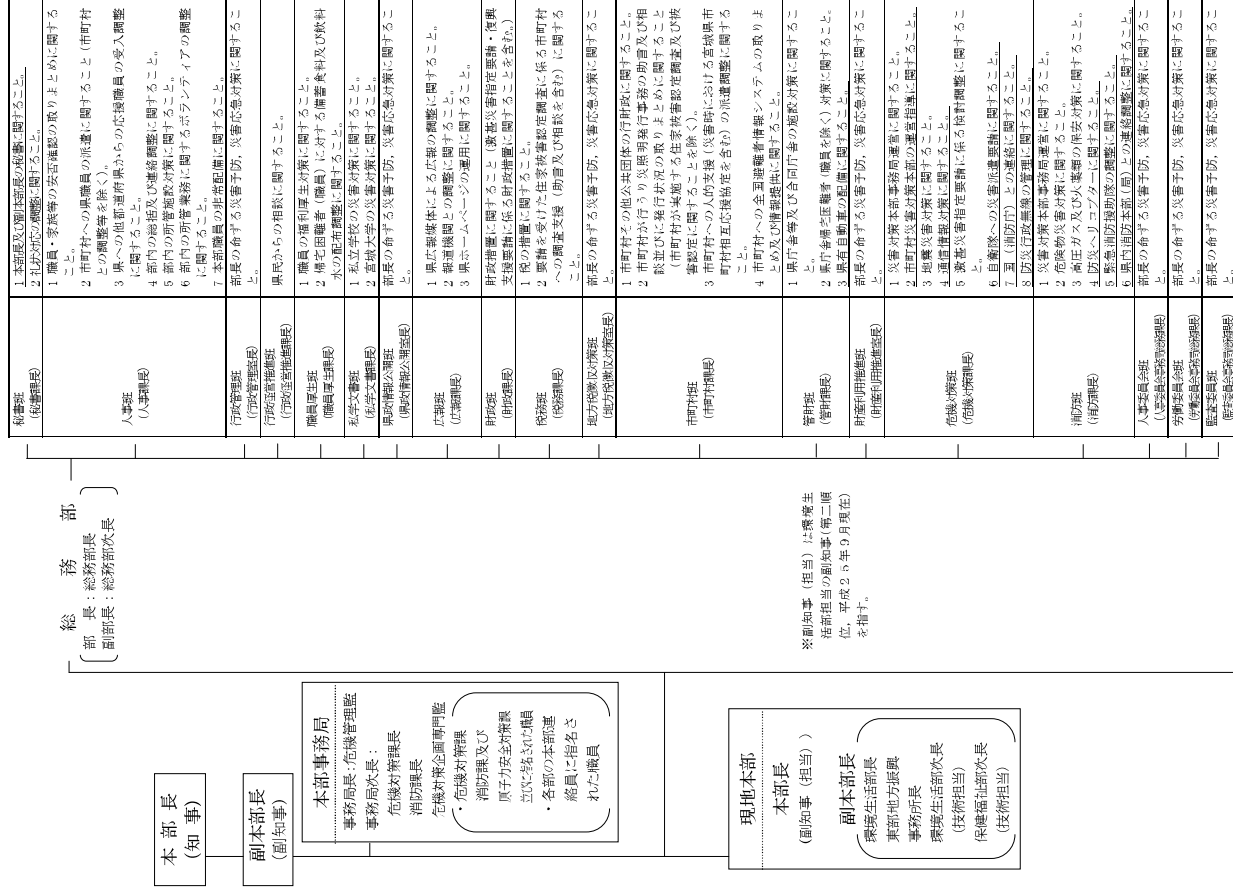
※1: 本「メーガ」は各主体の一体的な行動を構築して391、各地域において、地域の特性等に依り、種々の特性等に依り、段階的に実施される。各主体の行動を各々で229とする。

※2: 「高度な安全確保の宮城県地震に依り、P2414選定実施計画」にて定む内容。

原子力災害対策指針(20.27 第31回原子力規制委員会改正)より

(参考2) 各主体の行動の例(2/2)

資料3-4-2 宮城県災害対策本部の各部及びひびの分掌事務  
宮城県災害対策本部の各部組織及び分掌事務





**土木部**

〔 部長：土木部長  
 副部長：土木部次長 〕

防災防犯班 (防災防犯班)	1 市内の防災及び防犯の振興に関すること。 2 市内の防犯管理に関すること。 3 市内の防犯施設に関すること。 4 市内の防犯教育に関すること。
土木砂防班 (土木砂防班)	1 市内の河川砂防に関すること。 2 河川砂防施設に関すること。 3 河川砂防教育に関すること。
職業管理班 (職業管理班)	1 職業訓練施設に関すること。 2 職業訓練施設に関すること。 3 職業訓練施設に関すること。
用地区画班 (用地班)	1 用地区画に関すること。 2 用地区画に関すること。 3 用地区画に関すること。
補修班 (補修班)	1 補修に関すること。 2 補修に関すること。 3 補修に関すること。
新設班 (新設班)	1 新設に関すること。 2 新設に関すること。 3 新設に関すること。
測量班 (測量班)	1 測量に関すること。 2 測量に関すること。 3 測量に関すること。
空軍航空防犯班 (空軍航空防犯班)	1 空軍航空防犯に関すること。 2 空軍航空防犯に関すること。
都市計画班 (都市計画班)	1 都市計画に関すること。 2 都市計画に関すること。 3 都市計画に関すること。
防犯班 (防犯班)	1 防犯に関すること。 2 防犯に関すること。 3 防犯に関すること。
下水道班 (下水道班)	1 下水道に関すること。 2 下水道に関すること。 3 下水道に関すること。
建築花街班 (建築花街班)	1 建築花街に関すること。 2 建築花街に関すること。 3 建築花街に関すること。
住宅班 (住宅班)	1 住宅に関すること。 2 住宅に関すること。 3 住宅に関すること。
防犯班 (防犯班)	1 防犯に関すること。 2 防犯に関すること。 3 防犯に関すること。

**出納部**

〔 部長：出納部長  
 副部長：出納部次長 〕

会計班 (会計班)	1 市内の会計及び会計の振興に関すること。 2 市内の会計管理に関すること。 3 市内の会計施設に関すること。 4 市内の会計教育に関すること。
会計指導班 (会計指導班)	1 会計指導に関すること。 2 会計指導に関すること。 3 会計指導に関すること。
税務班 (税務班)	1 税務に関すること。 2 税務に関すること。 3 税務に関すること。
防犯班 (防犯班)	1 防犯に関すること。 2 防犯に関すること。 3 防犯に関すること。

**企業部**

〔 部長：企業部長  
 副部長：企業部次長 〕

企業班 (企業班)	1 市内の企業及び企業の振興に関すること。 2 市内の企業管理に関すること。 3 市内の企業施設に関すること。 4 市内の企業教育に関すること。
企業指導班 (企業指導班)	1 企業指導に関すること。 2 企業指導に関すること。 3 企業指導に関すること。

**教育部**

〔 部長：教育長  
 副部長：教育次長 〕

総務班 (総務班)	1 市内の総務及び総務の振興に関すること。 2 市内の総務管理に関すること。 3 市内の総務施設に関すること。 4 市内の総務教育に関すること。
教育企画班 (教育企画班)	1 教育企画に関すること。 2 教育企画に関すること。 3 教育企画に関すること。
用地区画班 (用地班)	1 用地区画に関すること。 2 用地区画に関すること。 3 用地区画に関すること。
補修班 (補修班)	1 補修に関すること。 2 補修に関すること。 3 補修に関すること。
新設班 (新設班)	1 新設に関すること。 2 新設に関すること。 3 新設に関すること。
測量班 (測量班)	1 測量に関すること。 2 測量に関すること。 3 測量に関すること。
空軍航空防犯班 (空軍航空防犯班)	1 空軍航空防犯に関すること。 2 空軍航空防犯に関すること。
都市計画班 (都市計画班)	1 都市計画に関すること。 2 都市計画に関すること。 3 都市計画に関すること。
防犯班 (防犯班)	1 防犯に関すること。 2 防犯に関すること。 3 防犯に関すること。
下水道班 (下水道班)	1 下水道に関すること。 2 下水道に関すること。 3 下水道に関すること。
建築花街班 (建築花街班)	1 建築花街に関すること。 2 建築花街に関すること。 3 建築花街に関すること。
住宅班 (住宅班)	1 住宅に関すること。 2 住宅に関すること。 3 住宅に関すること。
防犯班 (防犯班)	1 防犯に関すること。 2 防犯に関すること。 3 防犯に関すること。

**警察部**

〔 部長：警察本部長  
 副部長：警備部長 〕

警備班 (警備班)	1 市内の警備及び警備の振興に関すること。 2 市内の警備管理に関すること。 3 市内の警備施設に関すること。 4 市内の警備教育に関すること。
防犯班 (防犯班)	1 防犯に関すること。 2 防犯に関すること。 3 防犯に関すること。

**支部**

〔 支部長：北方振興事務所長  
 副支部長：北方振興事務所副所長 〕

総務班 (総務班)	1 市内の総務及び総務の振興に関すること。 2 市内の総務管理に関すること。 3 市内の総務施設に関すること。 4 市内の総務教育に関すること。
地方防犯班 (地方防犯班)	1 地方防犯に関すること。 2 地方防犯に関すること。 3 地方防犯に関すること。
防犯班 (防犯班)	1 防犯に関すること。 2 防犯に関すること。 3 防犯に関すること。
測量班 (測量班)	1 測量に関すること。 2 測量に関すること。 3 測量に関すること。
空軍航空防犯班 (空軍航空防犯班)	1 空軍航空防犯に関すること。 2 空軍航空防犯に関すること。
都市計画班 (都市計画班)	1 都市計画に関すること。 2 都市計画に関すること。 3 都市計画に関すること。
防犯班 (防犯班)	1 防犯に関すること。 2 防犯に関すること。 3 防犯に関すること。
下水道班 (下水道班)	1 下水道に関すること。 2 下水道に関すること。 3 下水道に関すること。
建築花街班 (建築花街班)	1 建築花街に関すること。 2 建築花街に関すること。 3 建築花街に関すること。
住宅班 (住宅班)	1 住宅に関すること。 2 住宅に関すること。 3 住宅に関すること。
防犯班 (防犯班)	1 防犯に関すること。 2 防犯に関すること。 3 防犯に関すること。

災害対策本部事務局の組織及び分掌事務

職名	充 当 職	職	務
事務局長	危機管理監		本部長の命を受け、事務局の所掌事務を統括する。
事務局次長	危機対策課長 消防課長 危機対策企画専門監		事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その職務を代理する。
事務局職員	危機対策課職員、消防課職員及び原子力安全対策課職員並びに必要な応じ事務局長が応援職員として指名した各部職員		事務局長の命を受け、事務局の事務を処理する。
事務局初動要員	各部の本部連絡員に指名された職員 事前に指定された職員		事務局長の命を受け、総合的な応急対策にあたる。 発災初期期における事務局体制整備等の事務を処理する。

災害対策本部事務局の各班の分掌事務及び事務分担

班名	分 掌 事 務	所 属 課 (室)
総合対策・通信機器グループ	災害に係る総合対策、災害対策本部の運営及び通信情報機器対策等	危機対策課 消防課 原子力安全対策課
総合対策グループ	1 災害対策本部会議等の各種会議の開催、運営 2 情報空白市町村からの被害状況確認 3 市町村、各部局庁への被害状況報告の要請、取りまとめ、分析 4 被災市町村からの支援要請への対応 5 自衛隊等関係機関との調整 6 各部応援職員による災害対応の調整(※) 7 各部、支部・地域部及び現地本部への連絡 ※応援職員による災害対応を実施するため、対応事案に応じた個別対応チーム(物資調達チーム、公衆衛生活動支援チーム)を設置する。	
通信機器グループ	1 通信情報機器等の稼働確認、点検、復旧対策 2 ヘリコプター空撮映像等の映像配信作業 3 自衛隊の通信関係接続調整 4 通信機器等の貸与及び配布 5 災害対策本部事務局室の設置、通信機器及び電気配線設置	

地 域 部

〔 支 部 長：危機事業所長  
副支部長：危機事業所副所長 〕

総務班 (危機対策事務局)	1 支所等重宝(支所等会議を含む)の総合調整・開すること。 2 支所等重宝の取組・報告に関すること。 3 被災市町村に対する関係機関の対応調整に関すること(被災市町村への災害支援のための派遣調整)に関すること。 4 被災市町村の被災状況に関すること(被災地域を除く)。 5 自衛隊の応援に関すること。 6 緊急通信回線(の運用)の確保等が実行事務に関すること。 1 前工業・観光振興課に係る格差情報の位置及び伝達に関すること。 2 本部対応対策に関すること。 3 前工業振興課に関すること。
地方振興班 (危機対策事務局)	1 被災市町村の被災状況に関すること。 2 被災市町村の被災状況に関すること。 3 被災市町村の被災状況に関すること。 4 被災市町村の被災状況に関すること。 5 被災市町村の被災状況に関すること。 6 被災市町村の被災状況に関すること。
消防班 (危機対策事務局)	1 消防活動の確保に関すること。 2 消防活動の確保に関すること。 3 消防活動の確保に関すること。 4 消防活動の確保に関すること。 5 消防活動の確保に関すること。 6 消防活動の確保に関すること。
農林水産対策班 (危機対策事務局)	1 農林水産対策に関すること。 2 農林水産対策に関すること。 3 農林水産対策に関すること。 4 農林水産対策に関すること。 5 農林水産対策に関すること。
土木班 (危機対策事務局)	1 土木対策に関すること。 2 土木対策に関すること。 3 土木対策に関すること。 4 土木対策に関すること。 5 その他土木、建設関係に関すること。
教育班 (危機対策事務局)	1 文教対策に関すること。 2 文教対策に関すること。

分掌事務のうち、三角印引いている項目は本編で主要なものとして記載している事項

班名	分 掌 事 務	所 属 課 (室)
情報収集・ 広報グループ	情報収集及び広報対応等 1 外部からの電話受信及び担当グループ、担当課への振り分け 2 時系列整理表の作成 3 気象等に関する警報・注意報並びに予報及び気象情報等の受理伝達に関すること	危機対策課 消防課 原子力安全対策課
広報グループ	1 マスコミからの問い合わせ対応 (電話、対面) 2 知事記者会見対応 (ぶら下がり含む) 3 報道機関向け記者発表 (口頭説明) の設定 4 ホームページ及びブログへの情報掲載	
庶務グループ	1 事務局への入室制限 2 自衛隊活動室の確保、県庁派遣隊員の宿泊場所の確保 3 事務局員の仮眠室等の設置 4 事務局内の食料調達、物品管理、清掃、衛生に関すること 5 災害派遣等従事車両の高速度道路無償使用に関すること	危機対策課 消防課
緊急消防援助隊 調整グループ	1 消防庁、指揮支援部隊及び代表消防機関 (山口市消防局) 等の受け入れ 2 県内消防本部 (局)、市町村との連絡調整 3 ヘリコプター運用調整グループとのヘリポート等の各種調整 4 調整本部設置場所の確保 (各階講堂・他課応援職員と協力)	危機対策課 消防課
ヘリコプター 運用調整グループ	1 各構成機関へヘリ運用調整グループへの派遣要請の連絡、調整 2 調整班設置場所の確保、什器等の調達、ヘリ活動の記録 3 航空燃料調達支援、応援ヘリ宿泊時のヘリ駐機場所確保支援 4 被災機関関係者からヘリ運航要請の受付 5 運用調整会議の運営 6 使用無線周波数のルール周知 (災害用周波数と航空機間周波数の使い分け)、臨時ヘリポート使用調整及び安全管理要員の派遣調整 7 ヘリテレビ受信準備、通信機器の調整	危機対策課 消防課

- (1) 現地本部
- ・現地本部長は、原則としてオフサイトセンターに現地本部を設置し、現地本部事務局及び現地本部各班に分掌事務の遂行を指示する。
  - ・現地本部事務局長 (原子力安全対策課長) は、現地本部長 (担当副知事) の指示を受けて現地本部会議を開催する。現地本部会議は、原則としてオフサイトセンターにおいて開催し、現地本部長が主宰する。
  - ・現地本部事務局長 (原子力安全対策課長) は、災害対策本部への速やかな報告等に配慮する。

・現地本部長 (担当副知事) は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るため、現地本部事務局において被ばく管理を行う。

※担当副知事は環境生活部担当の副知事 (第二順位, 平成25年9月現在) を指す。

現地本部の組織

